

(12)特許協力条約に基づいて公開された国際出願

(19) 世界知的所有権機関
国際事務局



(43) 国際公開日
2001年10月18日 (18.10.2001)

PCT

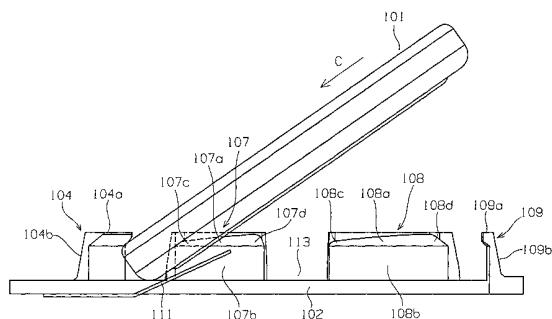
(10) 国際公開番号
WO 01/77762 A1

- (51) 国際特許分類⁷: G04G 1/00,
G04C 3/00, 10/00, H01M 2/10
- (21) 国際出願番号: PCT/JP00/02249
- (22) 国際出願日: 2000年4月6日 (06.04.2000)
- (25) 国際出願の言語: 日本語
- (26) 国際公開の言語: 日本語
- (71) 出願人(米国を除く全ての指定国について): セイコーインスツルメンツ株式会社 (SEIKO INSTRUMENTS INC.) [JP/JP]; 〒261-8507 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目8番地 Chiba (JP).
- (72) 発明者; および
(75) 発明者/出願人(米国についてのみ): 高橋 岳
- (TAKAHASHI, Takashi) [JP/JP]. 里館貴之 (SATODATE, Takayuki) [JP/JP]. 篠 裕一 (SHINO, Yuichi) [JP/JP]; 〒261-8507 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目8番地 セイコーインスツルメンツ株式会社内 Chiba (JP).
- (74) 代理人: 林敬之助(HAYASHI, Keinosuke); 〒270-2252 千葉県松戸市千駄堀1493 Chiba (JP).
- (81) 指定国(国内): AE, AL, AM, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BR, BY, CA, CH, CN, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, EE, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, HR, HU, ID, IL, IN, IS, JP, KE, KG, KP, KR, KZ, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LV, MA, MD, MG, MK, MN, MW, MX, NO, NZ, PL, PT, RO, RU, SD, SE, SG, SI, SK, SL, TJ, TM, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VN, YU, ZA, ZW.
- (84) 指定国(広域): ARIPO 特許 (GH, GM, KE, LS, MW, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZW), ユーラシア特許 (AM, AZ, VN, YU, ZA, ZW).

[緒葉有]

(54) Title: BATTERY HOLDING STRUCTURE FOR ELECTRONIC TIMEPIECES

(54) 発明の名称: 電子時計の電池保持構造



(57) Abstract: A battery holding structure for electronic timepieces simple in construction and inexpensive, the structure comprising a battery frame (102) having an opening (113) for holding a battery (101), the battery frame (102) being provided with engaging parts (105-108) projecting toward the opening (113) and having tapered eaves (105a-108a), wherein the battery (101) is inserted in the opening (113) and held by the battery frame (102) and eaves (105a-108a).

(57) 要約:

構成が簡単で廉価な電子時計の電池保持構造を提供するもので、電池(101)を保持するための開口部(113)を備えた電池枠(102)を有し、電池枠(102)には、開口部(113)側へ突出すると共にテープが施された底部(105a～108a)を有する係合部(105～108)が設けられており、電池(101)を開口部(113)へ挿入して電池枠(102)及び底部(103a～109a)により保持する。

WO 01/77762 A1



BY, KG, KZ, MD, RU, TJ, TM), ヨーロッパ特許 (AT, BE, CH, CY, DE, DK, ES, FI, FR, GB, GR, IE, IT, LU, MC, NL, PT, SE), OAPI 特許 (BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GW, ML, MR, NE, SN, TD, TG).

2文字コード及び他の略語については、定期発行される各PCTガゼットの巻頭に掲載されている「コードと略語のガイダンスノート」を参照。

添付公開書類:
— 国際調査報告書

明細書

電子時計の電池保持構造

技術分野

5 本発明は、電子時計において電池を保持するための電池保持構造に関するものである。

背景技術

従来から、デジタル表示方式あるいはアナログ表示方式の電子時計において、駆動源として電池が使用されている。従来、電池を時計本体に取付ける方法として、電池を時計本体に組み込んだ後に、電池抑え等の電池保持用の別部材を用いて電池を保持するようにしている。

第4図及び第5図に、電池抑えを用いた従来の電子時計の電池保持構造を示す。ここで、第4図は電池保持構造周辺の平面図、第5図は第4図のD-D部分正断面図であり、同一部分には同一符号を付している。

第4図及び第5図において、401は電池、402は電池401より僅かに大径の開口部を有する樹脂製の電池枠、403は電池枠402とは別部材で構成された金属製の電池抑え、404は電池枠402と一緒に形成された底部、405は正電極端子である。電池401を電池枠402内に取付ける場合には、電池401を、底部404の下方に位置するように電池枠402の開口部内に収納した後、電池401の上側から電池抑え402を電池枠402に取付ける。これにより、電池401は、電池枠402によって平面方向の位置ずれが防止され又、電池枠402、電池抑え403及び底部404によって挟持されて断面方向の位置ずれや脱落が防止される。尚、この状態では、電池401は正電極端子405と負電極端子（図示せず）に電気的に接觸した状態に保持される。

以上のように、電池押え403を用いることにより、電池401の保持を行うことが可能になる。

しかしながら、前記構造では、電池401が断面方向に動かないようするため、電池枠402とは別部品である電池押え403が必要となり又組立工数も多くなり、構成が複雑になると共に高価になるという問題があった。また、電池押え403を電池401に重ねて配設するため、電子時計の厚みが厚くなるという問題があった。

本発明は、簡単な構成で廉価に構成できる電子時計の電池保持構造を提供することを目的としている。また、本発明は、電子時計を薄型化可能にすることを課題としている。

発明の開示

本発明は、前記目的を達成するために、以下に記載されたような技術構成を採用するものである。

即ち、本発明は、電池を保持するための開口部を備えた電池枠を有し、前記電池枠には、前記開口部側へ突出すると共にテープが施された底部を有する係合部が設けられていることを特徴とする電子時計の電池保持構造である。電池を開口部へ挿入して係合部の底部により保持する。

ここで、前記係合部は複数設けられると共に、前記係合部の底部は、電池取付時に前記電池が前記底部の幅狭部に当接した後に幅広部に当接するような形状のテープを施してもよい。

また、前記係合部は前記底部と、前記底部を前記電池枠に取付けるための弾性を有する腕部とにより構成してもよい。

さらに、前記電池枠及び係合部を、絶縁性樹脂によって一体形成してもよい。

さらに、前記電池はボタン電池であってもよい。

また、前記電子時計は、電子腕時計であってもよい。

図面の簡単な説明

第1図は、本発明に係る電子時計の電池保持構造の具体例を示す平面図である。

第2図は、本発明に係る電子時計の電池保持構造の具体例を示す部分正断面図である。

第3図は、本発明に係る電子時計の電池保持構造の具体例の使用態様を示す正断面図である。

第4図は、従来の電子時計の電池保持構造を示す平面図である。

第5図は、従来の電子時計の電池保持構造を示す部分正断面図である。

発明を実施するための最良の形態

以下に、本発明に係る電子時計の電池保持構造の具体例について、図面を参照しながら詳細に説明する。

第1図は、本発明に係る電子時計の電池保持構造の具体例を示す平面図で、電子腕時計の例を示している。また、第2図は、第1図のA-A正断面図である。尚、第1図及び第2図においては、電池枠内に電池を保持した状態を示しており又、同一部分には同一符号を付している。

第1図及び第2図において、101は電池の一種であるボタン電池、102は電池101より僅かに大径の開口部113を有する絶縁性樹脂製の電池枠、103～109は絶縁性樹脂を電池枠102と一体形成して形成された複数の係合部、110は正電極端子、111は電池枠102の底部に形成された穴112から突出するように付勢された弾性を有する負電極端子、114は巻真である。

係合部103～109は、各々、開口部113側に突出し電池101

の断面方向への位置ずれや脱落を防止する底部 103a～109a、底部 103a～109a を電池枠 102 に連結すると共に電池 101 の平面方向の位置ずれを規制するための弾性を有する腕部 103b～109b によって構成されている。

5 複数の係合部 105～108 の底部 105a～108a は、電池 101 の取付時に、電池 101 が底部 105a～108a の幅狭部 105c～108c に当接した後に幅広部 105d～108d に当接するような形状にテープが施されている。

尚、係合部 109 の底部 109a はテープは施されていない。また、
10 係合部 103、104 の底部 103a、104a はテープが施されており、各々、幅狭部 103c、104c、幅広部 103d、104d が形成されてるが、電池 101 の取付け当初に、電池 101 の一端部がこれらの底部 103a、104a の下側に挿入されるものであるため、これらの底部 103a、104a には必ずしもテープを施す必要はない。

15 第 3 図は、電池枠 102 内に電池 101 を取付ける際の使用態様を示す正断面図で、第 1 図における電池枠 102 の B-B 断面に相当する断面図を示している。

以下、第 1 図～第 3 図を用いて、前記具体例について詳細に説明する。
電池 101 を電池枠 102 内に取付ける場合には、先ず、予め定められた電池 101 の挿入方向、即ち、矢印 C 方向に沿って、電池 101 の一方の端縁部を、負電極端子 111 と係合部 103、104 の底部 103a、104a 間に挿入し、電池枠 102 内周縁に当接させる（第 3 図参照）。

この状態で、電池 101 の他方の端縁部が係合部 109 の底部 109a の下方に位置するように上から電池 101 を押圧する。電池 101 は、
25 係合部 105～108 の底部 105a～108a の幅狭部 105c～1

0 8 c から幅広部 1 0 5 d ~ 1 0 8 d に順に当接し、さらに電池 1 0 1 が押下されると、第 2 図の破線で示すように、電池 1 0 1 は電池枠 1 0 2 内で、係合部 1 0 3 ~ 1 0 9 の底部 1 0 3 a ~ 1 0 9 a の下部に入り込む。

5 このとき、底部 1 0 5 a ~ 1 0 8 a にはテープが施されているため、前記の如くして電池 1 0 1 を開口部 1 1 3 内に収容保持する際、電池 1 0 1 の周縁が底部 1 0 5 a ~ 1 0 8 a に順に当接することによって、第 2 図の実線で示すように、弹性を有する腕部 1 0 5 b ~ 1 0 8 b が順に拡開するように撓んで底部 1 0 5 a ~ 1 0 8 a が拡開する。これにより、
10 容易に電池 1 0 1 を第 1 図及び第 2 図の保持位置に収容することが可能になる。電池 1 0 1 は電池枠 1 0 2 の開口部 1 1 3 内に収容保持され、電池 1 0 1 の正電極及び負電極が、各々、正電極端子 1 1 0 と負電極端子 1 1 1 に電気的に接触した状態に保持される。

このようにして電池枠 1 0 2 の開口部 1 1 3 内に保持されると、電池
15 1 0 1 は、平面方向の位置ずれは電池枠 1 0 2 の周壁部や係合部 1 0 3 ~ 1 0 9 の腕部 1 0 3 b ~ 1 0 9 b によって防止されると共に、底部 1 0 3 a ~ 1 0 9 a によって断面方向の位置ずれや脱落が防止される。

尚、電池 1 0 1 を交換する場合には、ピンセット等の工具を用いて、
容易に電池 1 0 1 を取り外すことができる。

20 以上述べたように、本発明の具体例に係る電子時計の電池保持構造は、特に、ボタン電池等の電池 1 0 1 を挿入保持するための開口部 1 1 3 を備えた電池枠 1 0 2 を有し、電池枠 1 0 2 には、開口部 1 1 3 側へ突出すると共にテープが施された底部 1 0 5 a ~ 1 0 8 a を有する係合部 1 0 5 ~ 1 0 8 が形成されていることを特徴としている。

25 したがって、電池 1 0 1 の断面方向の動きを規制するための別個の部品を用いずに、落下等の衝撃が生じても電池 1 0 1 が外れることなく保

持することが可能になり又、開口部 113 側に長く突出した庇部 103 a～109 a に対して電池 101 の組み込み性が良いという効果を奏する。

また、部品点数の削減により構造を簡略化することが可能になり又、
5 組立工数を削減できるため組立時間の短縮、ひいてはコストダウンを図
ることが可能になる。

さらに、電池押え等の部品を電池 101 上に積層配設する必要がない
ため、電子時計を薄型化することが可能になる。

さらにまた、電池枠 102 及び庇部 103～109 を絶縁性樹脂によ
10 って一体形成することにより、絶縁板等が不要になる。

尚、前記具体例においては、電池 101 としてボタン電池 101 を使
用したが、他の形状の電池を使用してもよい。また、電子腕時計の例で
説明したが、デジタル表示式又はアナログ表示式の電子腕時計をはじめ
として、壁掛け型電子時計、卓上型電子時計等の電池駆動型の各種電子
15 時計にも適用することができる。

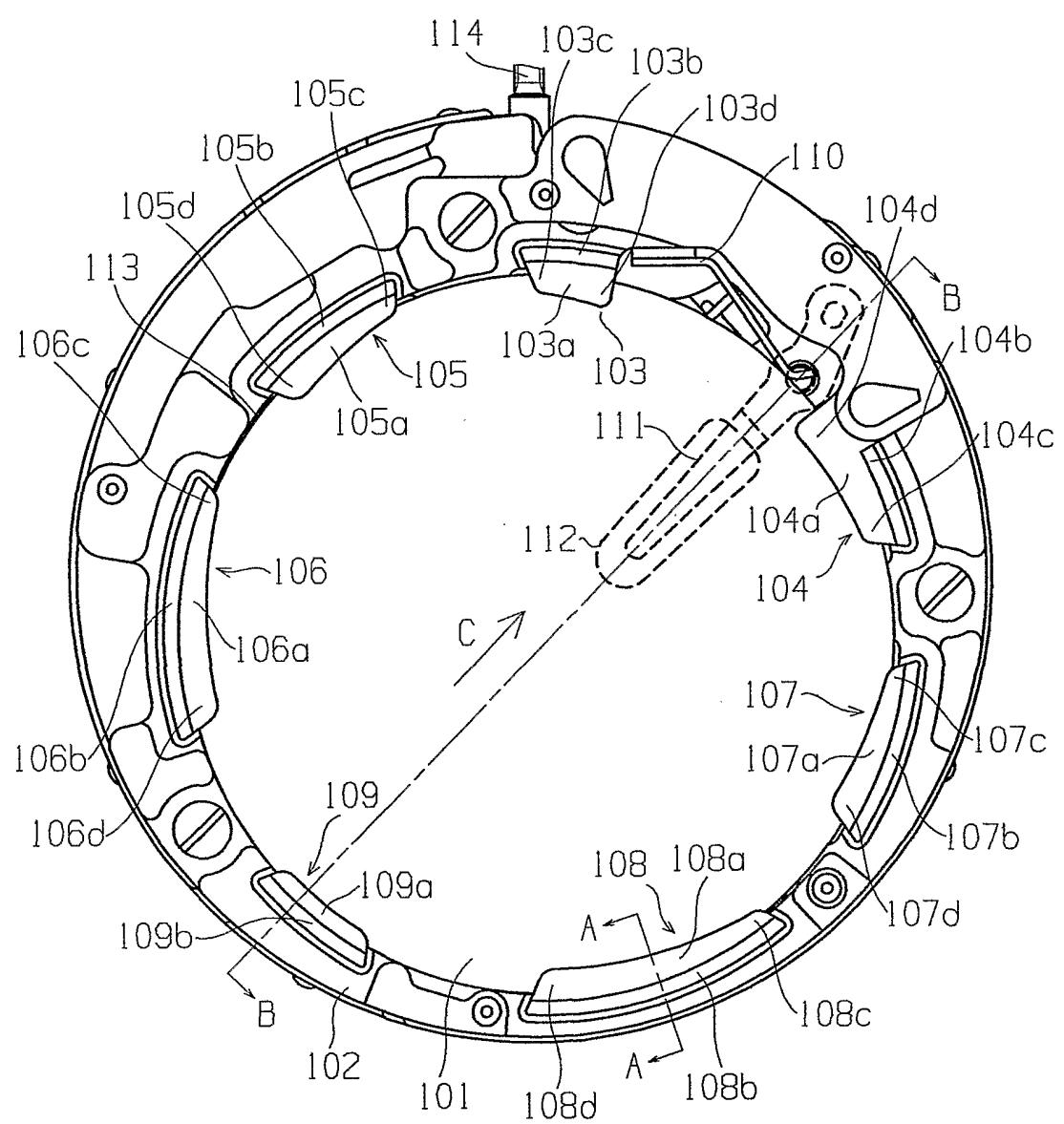
産業上の利用可能性

以上のように、本発明に係る電子時計の電池保持構造は、デジタル表
示式又はアナログ表示式の電子腕時計をはじめとして、壁掛け型電子時
20 計、卓上型電子時計等の電池駆動型の各種電子時計に適用できる。

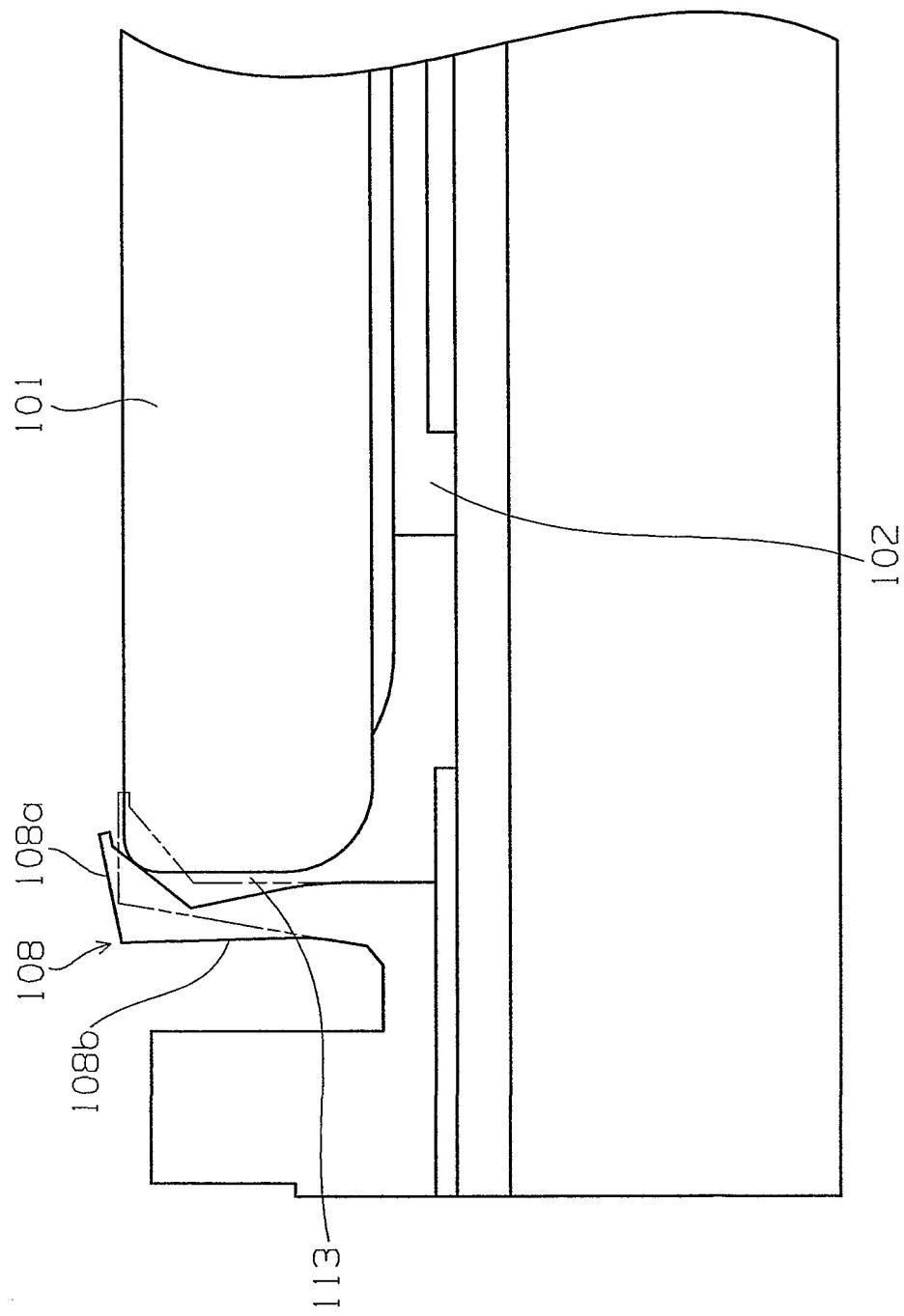
請求の範囲

1. 電池（101）を保持するための開口部（113）を備えた電池枠（102）を有し、前記電池枠（102）には、前記開口部（113）側へ突出すると共にテープが施された底部（105a～108a）を有する係合部（105～108）が設けられていることを特徴とする電子時計の電池保持構造。
5
2. 前記係合部（105～108）は複数設けられると共に、前記底部（105a～108a）は、電池取付時に前記電池（101）が前記底部（105a～108a）の幅狭部（105c～108c）に当接した後に幅広部（105d～108d）に当接するようなテープが施されていることを特徴とする請求の範囲第1項記載の電子時計の電池保持構造。
10
3. 前記係合部（105～108）は前記底部（105a～108a）と、前記底部（105a～108a）を前記電池枠（102）に取付けたための弹性を有する腕部（105b～108b）とにより構成されていることを特徴とする請求の範囲第2項記載の電子時計の電池保持構造。
15
4. 前記電池枠（102）及び係合部（105～108）は、絶縁性樹脂によって一体形成されていることを特徴とする請求の範囲第3項記載の電子時計の電池保持構造。
20
5. 前記電池（101）は、ボタン電池であることを特徴とする請求の範囲第4項記載の電子時計の電池保持構造。
6. 前記電子時計は電子腕時計であることを特徴とする請求の範囲第1項乃至第5項のいずれか一に記載の電子時計の電池保持構造。

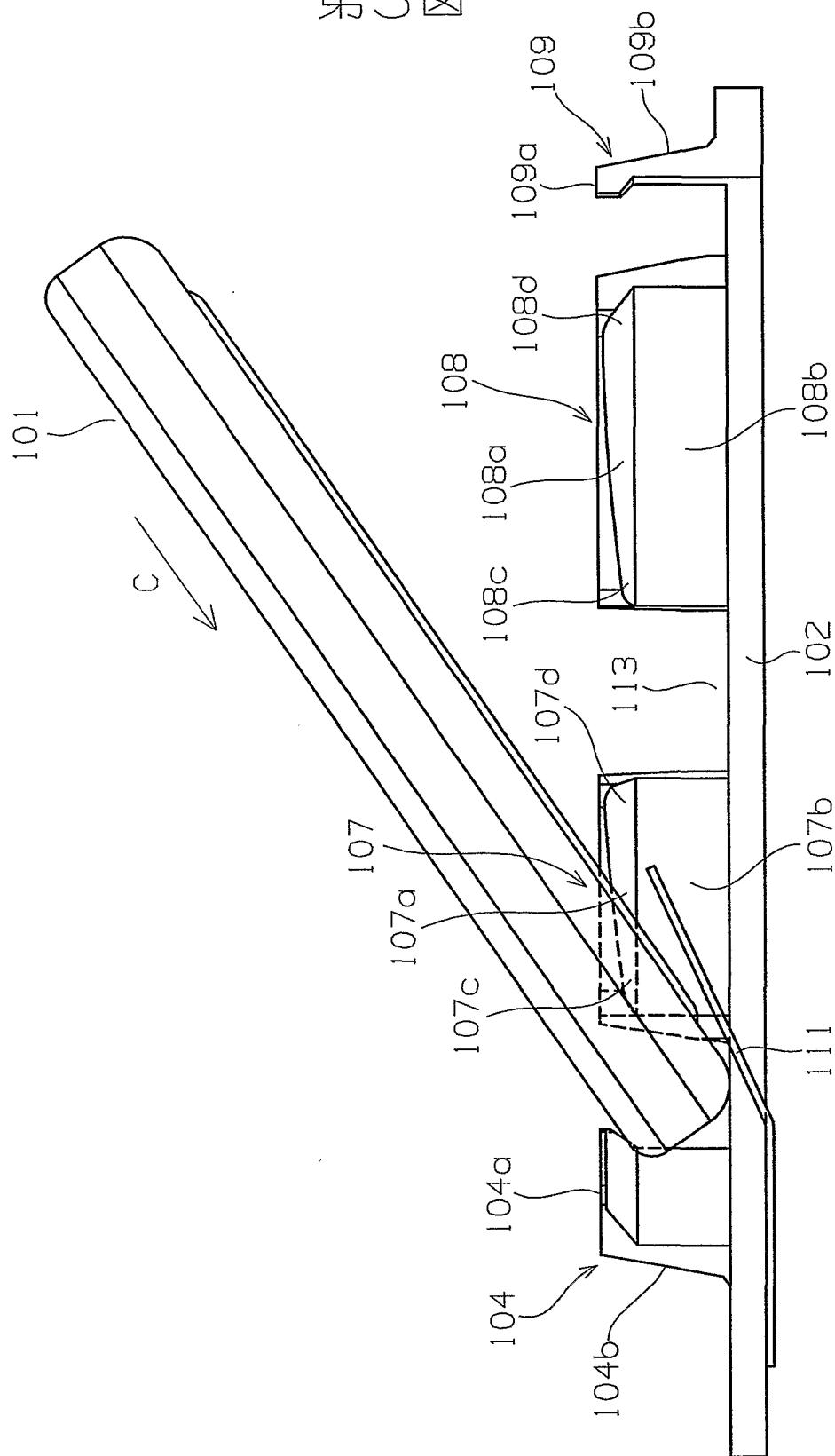
第1図



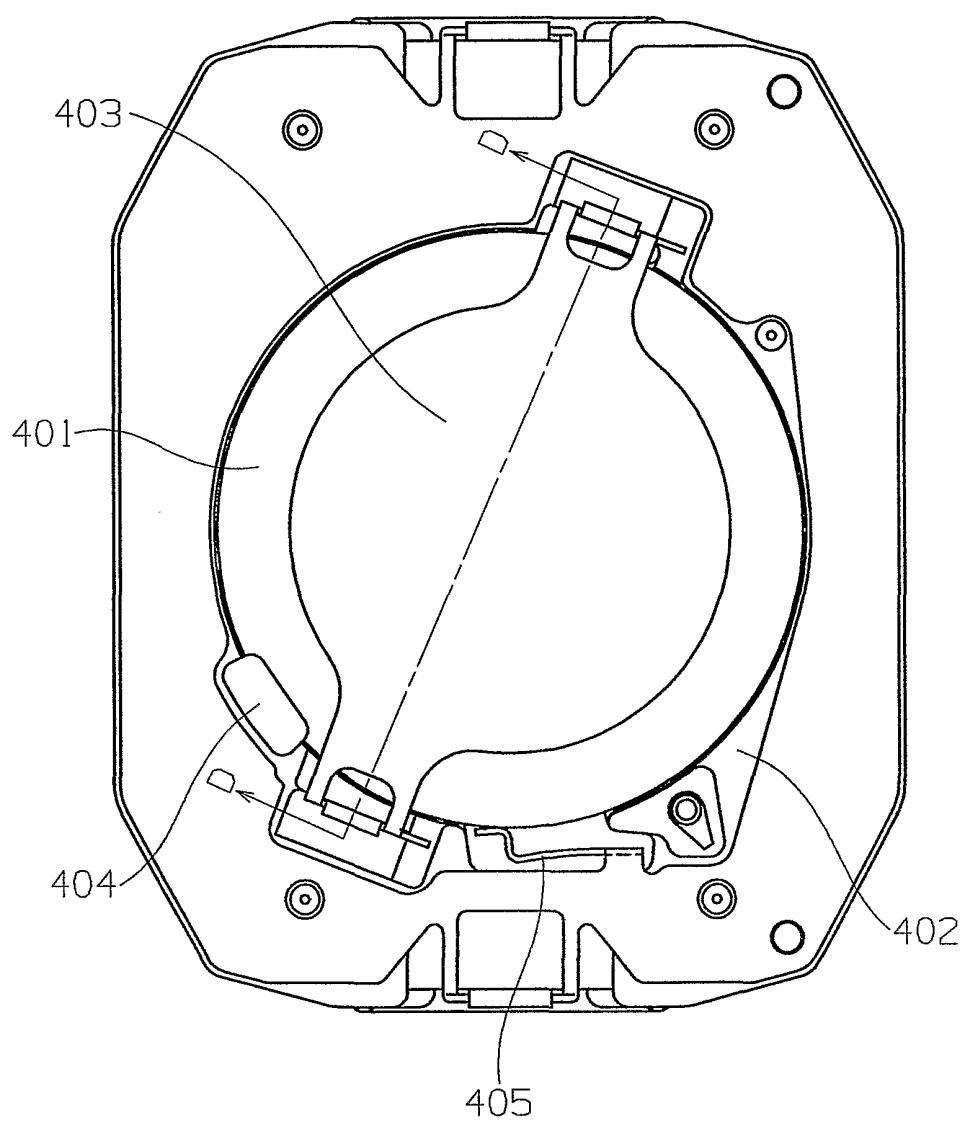
第2図



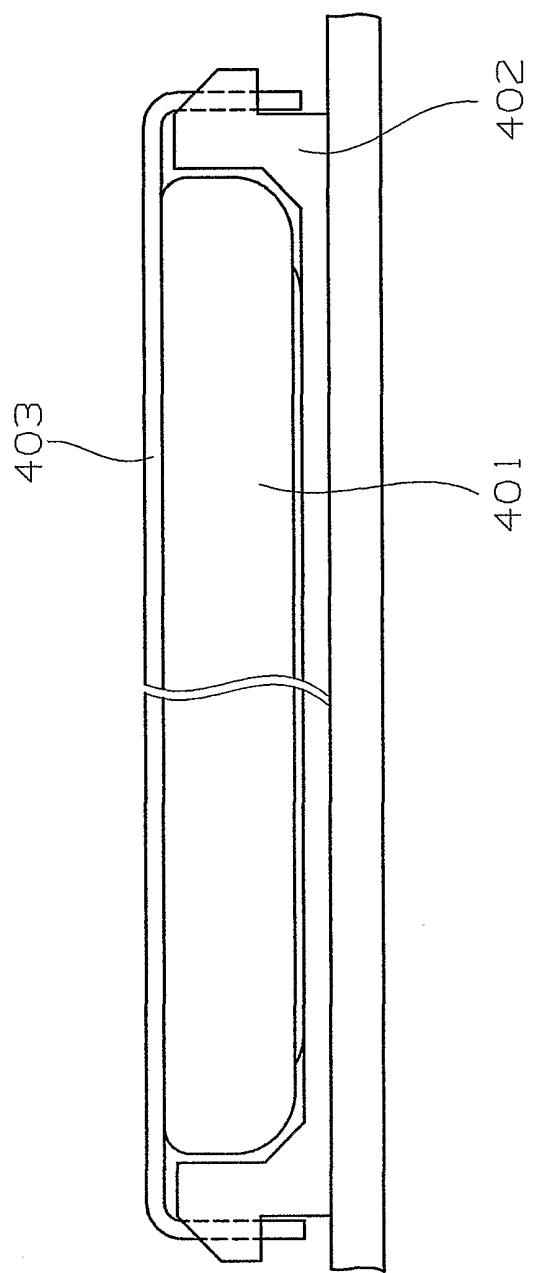
第3図



第4図



第五図



INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP00/02249

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER
 Int.Cl⁷ G04G1/00, G04C3/00, G04C10/00
 H01M2/10

According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC

B. FIELDS SEARCHED

Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)

Int.Cl⁷ G04G1/00, G04C3/00, G04C10/00
 H01M2/10

Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched
 Jitsuyo Shinan Koho 1922-1996 Toroku Jitsuyo Shinan Koho 1994-2000
 Kokai Jitsuyo Shinan Koho 1971-2000 Jitsuyo Shinan Toroku Koho 1996-2000

Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)

C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	Microfilm of the specification and drawings annexed to the request of Japanese Utility Model Application No.49778/1979 (Laid-open No.149260/1980) (Casio Computer Co., Ltd.), 27 October, 1980 (27.10.80), Fig. 2	1, 6
A	Fig. 2 (Family: none)	2-5
X	JP, 11-160462, A (Citizen Watch Co., Ltd.), 18 June, 1999 (18.06.99), Par. No.[0014]; Fig. 2	1, 6
A	Par. No.[0014]; Fig. 2 (Family: none)	2-5

Further documents are listed in the continuation of Box C.

See patent family annex.

* Special categories of cited documents:	
"A"	document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance
"E"	earlier document but published on or after the international filing date
"L"	document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)
"O"	document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means
"P"	document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed
"T"	later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention
"X"	document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone
"Y"	document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art
"&"	document member of the same patent family

Date of the actual completion of the international search 04 July, 2000 (04.07.00)	Date of mailing of the international search report 18 July, 2000 (18.07.00)
Name and mailing address of the ISA/ Japanese Patent Office	Authorized officer
Facsimile No.	Telephone No.

A. 発明の属する分野の分類(国際特許分類(IPC))

Int. C1⁷ G04G1/00, G04C3/00, G04C10/00
H01M2/10

B. 調査を行った分野

調査を行った最小限資料(国際特許分類(IPC))

Int. C1⁷ G04G1/00, G04C3/00, G04C10/00
H01M2/10

最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの

日本国実用新案公報	1922-1996年
日本国公開実用新案公報	1971-2000年
日本国登録実用新案公報	1994-2000年
日本国実用新案登録公報	1996-2000年

国際調査で使用した電子データベース(データベースの名称、調査に使用した用語)

C. 関連すると認められる文献

引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求の範囲の番号
X A	日本国実用新案登録出願54-49778号(日本国実用新案登録出願公開55-149260号)の願書に添付した明細書及び図面の内容を撮影したマイクロフィルム(カシオ計算機株式会社) 27.10月.1980(27.10.80) 第2図 第2図 (ファミリーなし)	1,6 2-5

 C欄の続きにも文献が列挙されている。 パテントファミリーに関する別紙を参照。

* 引用文献のカテゴリー

「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの

「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの

「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献(理由を付す)

「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献

「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願

の日の後に公表された文献

「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの

「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの

「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの

「&」同一パテントファミリー文献

国際調査を完了した日 04.07.00	国際調査報告の発送日 18.07.00
国際調査機関の名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官(権限のある職員) 小野村 恒明 (皇印) 電話番号 03-3581-1101 内線 3216

C(続き) 関連すると認められる文献

引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求の範囲の番号
X	JP, 11-160462, A (シチズン時計株式会社) 18. 6月. 1999 (18. 06. 99) 段落番号【0014】，第2図	1, 6
A	段落番号【0014】，第2図 (ファミリーなし)	2-5